

り壺M類に近いバランスを備えている。45と類似した形態をもつ土器として一ノ口遺跡東地区〔鈴木ほか1994〕1298・1809・1810を図示した。これらの土器は45と等しく口頸部が直線的に段を有し、頸部の外傾角が少なく直立に近い角度になっている。また頸部内面への帯の貼り付けは見られない。

これらを整理すると図示した壺M類を口頸部の形状から大きく3つに分類することができる。

1、外傾して開く口頸部をもつ。口頸部が一繋がり連続して直線的である。頸部が緩く外反するものもこのタイプに含めた。また口径部内面には粘土帯を貼付けて突出させたものがある。藤江C433、津倉田118、千代・能美111、道端M類がこれに相当する。

2、頸部が直立気味に伸び上方で外反する。曲線的な形状の口頸部をもつ。緒立25、中島廻り325がこれに相当する。

3、直立気味に伸びる頸部をもつ。頸部は上方で屈曲外傾し水平に近い角度になるものも多く、口縁部との境で再び屈曲する。一ノ口遺跡東地区1298・1809・1810、道端45がこれに相当する。

今回の調査では遺構の新旧関係や共伴する遺物などからは不明な点が多く、1～3のグループを時期別に並べることは難しい。1～3のグループは同時期に存在した同類のバリエーションであるか、時期差による形態の変化であるのか今後課題を残すものである。

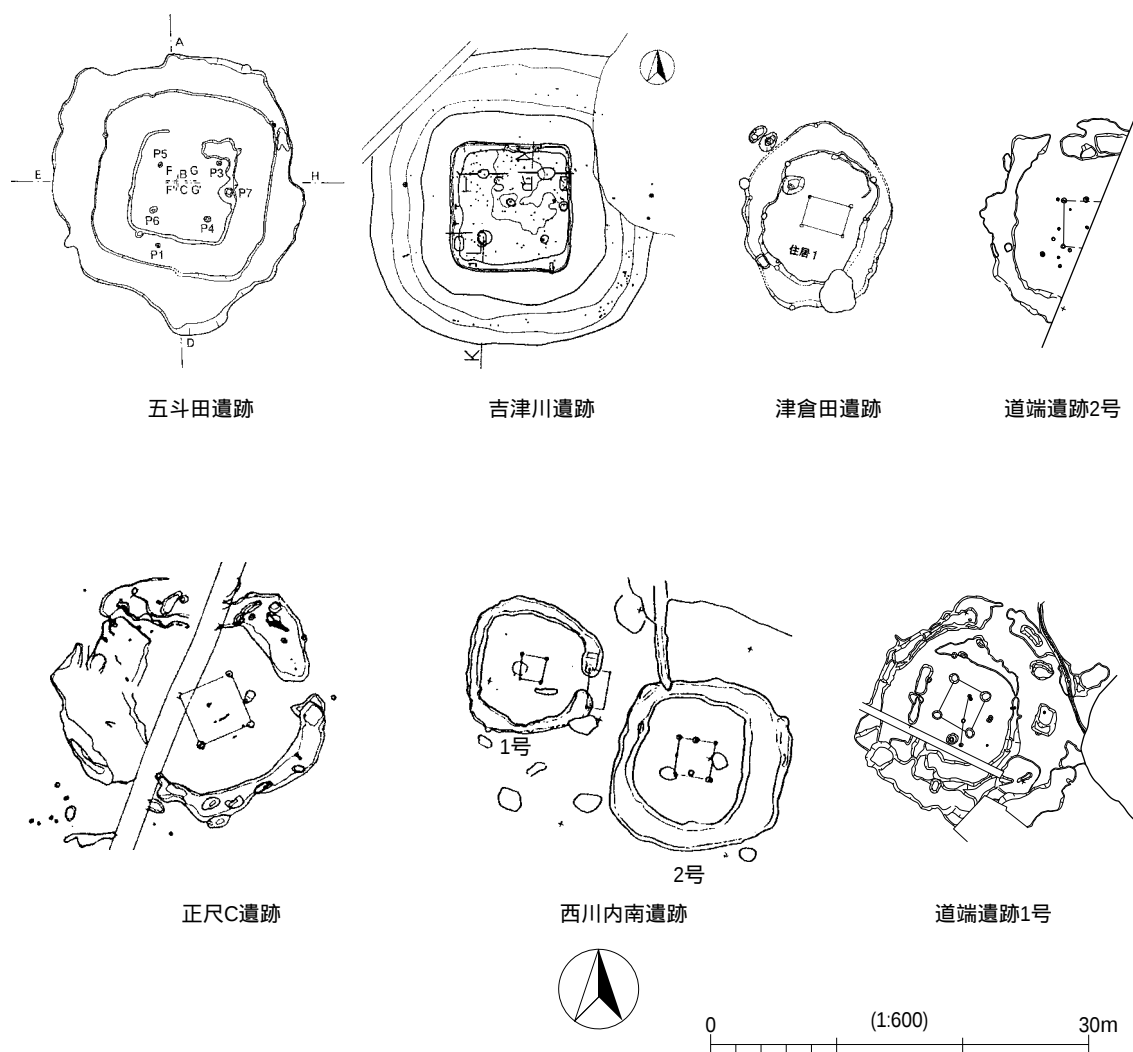
次に道端M類個々の相違点について触れてみたい。1号円形周溝状遺構から出土した75・76・113はSI3出土の13・14に比べて口径が大きく、また口唇部に刻みが施されている。SI3出土の13・14は、口径が小さいにもかかわらず縁帯の幅は1号円形周溝状遺構出土の道端M類とほぼ同じで、口唇部に刻みが施されていない。これらは小型化と省略を現したひとつの形であると考えられる。そしてこの二つのタイプ（原型とその省略形）は各遺構の性格（祭祀もしくは首長の居住する建物にたいして、一般的な竪穴建物）を反映していると考えられないだろうか。

器台には前代（2段階）の特徴を残すと考えられるD類（11・42）があり、赤彩されたこのふたつの器台はそれぞれ（SD003・SI3）の遺構内でも目立つ存在になっている。この2つの土器は受け部底がほぼ水平で、受け部の形状はほぼ同形である。法量でいえば受け部底の径と器高がほぼ同じである。相違点は11（SI3出土）の口径が小さく、脚高が高いことで、11は42（1号円形周溝状遺構出土）よりスマートな印象を受ける。このことは道端M類における1号円形周溝状遺構と竪穴建物との関係に共通した事柄であり、1号円形周溝状遺構と竪穴建物（SI3）の関係を考える上で大きな手掛かりである。

4 本遺跡の円形周溝状遺構の性格について

円形周溝状遺構をどのような性格の遺構と考えるかについては、大別すると2つの考え方に分かれると思う。まず、第一は、周溝墓という規定である。第二は、溝に区画された建物跡という規定である。さらに建物跡と考えた場合にもこの遺構の性格を規定する場合（1）日常生活を営む溝を伴った住居跡で、1単位の住居群の首長などの居住する中心的な建物とするか（2）1単位の住居群の、溝に区画された共同の祭場とするか、という2つの考え方があると思われる。結論から先に述べると、私たちは、当該遺跡の円形周溝状遺構を溝に区画された建物跡と考える。それは、以下の理由による。まず、1号・2号円形周溝状遺構の周溝内区画部に明確な墓坑などの主体部がないことである。SK001、SD027などには、落ち込みもあり、SK034やSK038などの一定の深さを持つ土坑もあるが、人骨などの墓を明示する遺物の出土もなく、SK034やSK038のリン酸分析の結果からも墓と認定できる結果も見出されなかった（第3章3節）。次に、

4 本遺跡の円形周溝状遺構の性格について



第25図 周溝を有する建物跡

遺跡名	遺構名	周溝内区画面積	方形区画内面積	柱間面積
五斗田	方形周溝状遺構	193	64	20.3
吉津川	周溝を持つ平地式住居	217	100	25.0
津倉田	住居 1・SD66	84	-	8.8
正尺C	周溝状遺構	154	-	19.4
西川内南	2号円形周溝状遺構	97.5	-	13.0
道 端	1号円形周溝状遺構	140	-	9.8
	2号円形周溝状遺構	(120)	-	(13)

第13表 周溝を有する建物跡の面積 単位㎡()内推定値

周溝の内側に上屋根を支える4本の柱穴を有することである。全貌の明らかな1号円形周溝状遺構は、柱材は出土していないものの、主柱穴の底面に柱の沈みこみを防ぐための根太が残されていた(図版16)。全体の半分しか検出されていない2号円形周溝状遺構の主柱穴と思われる2個の柱穴に柱を動かないように固定する根がらみが残されていた(図版20)。1号円形周溝状遺構は、主柱穴の掘り方の大きさからも2号円形周溝状遺構より柱も太く、建物の存続年代は長いと考えられる。ただし、2号円形周溝状遺構は、周溝の内部にSB10・11があることから、建て替えた可能性もあり、2時期もしくは3時期を考えることもできよう。最後に、副葬品とおもわれる遺物(ガラス玉、勾玉、底部穿孔の壺)などが出土していないことである。福田聖は、方形周溝墓と周溝を有する建物との相違について述べているが[福田2000]。この中で、明確な区分の目安になると思われたことは、a.方台部・区画部の形態、b.周溝の幅と深さにある程度の違いが見られること、c.器種構成の3点である。aについては、周溝を有する建物跡の特徴として外周の形態と周溝内区画部の形態が同一であることをあげている。この意味は、溝の外側の上端と内側の上端によって囲まれた各々の平面形が相似関係にあるということである。本遺跡の周溝状遺構は、1号円形周溝状遺構(内・外)・2号円形周溝状遺構ともこれに該当する。bについては、深さが、50cmに満たないもの、特に幅1m以上で深さが50cmに満たないものは、周溝を有する建物跡である可能性が高い、としている。1号円形周溝状遺構の内と外の周溝の幅は、それぞれ0.4から2.5mと0.8mから3.4mを測り、深さは、それぞれ最大で20cmと35cmを測る。2号円形周溝状遺構は、幅0.9mから3.2mを測り、深さは最大で30cmを測る。後世のほ場整備などで削平されていることを考慮しても、幅に比べてかなり浅く、bの区分の目安に該当する。cについては、壺と合わせて甕の出土比率が高いとしている。1号円形周溝状遺構(内・外)・2号円形周溝状遺構ともに明確に判別しえる壺と甕を加えた出土比率は、6割から8割で、cの器種構成についてもこれに該当している(第2章2節参照)。発掘所見を基盤にした以上の観点をもとに、本遺跡の周溝状遺構を、「周溝墓」ではなく、「周溝を有する建物跡」と規定した。

次に当該遺構が、(1)日常生活を営む溝を伴った住居跡で、1単位の住居群の有力家長等の居住する中心的な建物とするか(2)1単位の住居群の、溝に区画された共同の祭場跡と考えるか、という問題に入ろうと思う。

第25図は、新潟県内の周溝を有する建物と思われる遺構を市史、報告書、年報、研究会発表要旨、見学会資料などから転載したものである。この図から 吉津川遺跡の周溝を持つ平地式住居は、当然として 五斗田遺跡の方形周溝状遺構も明確に平地式建物に分類されるものと考ええる。両者は、周溝内区画部に幅20cm前後の細い溝によって区切られる方形区画を有する共通点が見られ、これは、壁溝跡であるという報告者の見解があるからである[田村2004]。津倉田遺跡の住居1とSD66 正尺C遺跡の周溝状遺構 西川内南遺跡の2号円形周溝状遺構 道端遺跡の1号円形周溝状遺構 同2号円形周溝状遺構等については、これらの建物に壁溝跡のないことがただちに高床式建物であることに直結しないが、高床式の可能性のある掘立柱建物跡といえる。他の遺跡の周溝状遺構については、正式な報告がないものもあり、詳しい言及は避けるが、本遺跡の2基の周溝状遺構については、以下の発掘所見に注目したい。

1号円形周溝状遺構・2号円形周溝状遺構には、周溝内区画部に貼り床・硬化面などの床の痕跡が、認められず、また周堤も検出されていない。また1号円形周溝状遺構の4本の主柱穴のうち、東側2本の主柱穴のさらに東側正面に位置するSK032cの内部には、炭化物の貯留があり、東京都立大学山田昌久助教授からは、1号円形周溝状遺構Bの主柱穴との位置関係からはしご穴の可能性があり、との指摘も受けている。これらの事実から、本遺跡の周溝状遺構内の掘立柱建物は、平地式ではなく高床式と判断する。第13

表は、これらの周溝を有する建物跡の周溝内区画部面積、方形区画内面積（この場合、壁溝に囲まれた部分の面積で建物面積を意味する）、柱間面積、溝のタイプ〔岡本2003〕を一覧表にしたものである。（数字は、各掲載図から測定し、四捨五入したもので正確な数字ではないが、目安として参照していただきたい。）これによると、の平地式建物の建物面積＝居住面積は、約64 から100㎡とかなり広い。本遺跡の1号円形周溝状遺構を高床と考えるとその柱間面積＝居住面積は、わずか9.8㎡とあまりに狭く、日常生活を営む有力家長などの居住施設としては、とうてい考えられない。これは、2号円形周溝状遺構についても同様である。居住施設でなければ、ただちに祭祀施設であると結論するわけではないが、この高床式の建物を祭祀に用いた建物と考えたのは、溝に区画された周溝内区画部に建てられていること、そしてなによりも重要なのは、この周溝状遺構が他の遺構にこわされていないことである。つまりA群の構成員の紐帯が維持されている間、もしくは集落外の強制力が（例えば大和政権などの）加わらない限りは、独立したエリアとして確保され続けているのではなかろうか。これらのことから周溝を有する建物跡は、1単位の、血縁関係を紐帯とする集団の共同の祭場施設と考えるのが妥当であろう。なお、祭場説については、東北芸術工科大学の宮本長二郎教授から貴重な見解をいただいた。本遺跡においてだけでなく、津倉田遺跡の住居1とSD66 正尺C遺跡の周溝状遺構 西川内南遺跡の2号円形周溝状遺構などを含め、これら周溝を有する建物については、周堤や床の有無から、平地式か、高床式かの判断をし、その建物面積＝居住面積などを検討し、その機能を判断することが、重要だと考えられる。

5 SB12と出入口施設を伴った杭列の性格について

図版43・44に見られるように、1号杭列は、本遺跡の北東部に位置する舌状の河川跡への張り出し部の付け根を南北方向に横断する。布堀構造の掘り方を有し、杭列のほぼ中央に東へ袖状の突き出しを持った出入口施設が、敷設されている。その施設の正面中央に亀甲型の棟持ち柱の掘立柱建物SB12が、位置し、軸方向などから、両者の密接な関係がうかがえる。また一方張り出し部の西側半分には二十数基の土坑群が検出され、河川跡西岸の縁辺にある整地範囲内の一部には、2号杭列が検出されている。これら2列の杭列は、樹種も同一、掘り方も双方布堀構造で、同時期の同製作者の遺構と考えられる（第 2章2・3節参照）。以下これらの遺構の性格や役割について述べてみる。

SB12は、亀甲型の独立棟持ち柱付建物である。このタイプの建物は、縄文時代後期からあり、祭殿（神殿）形式の建築と考えられている。〔宮本2001、山田2001、広瀬1998〕本遺跡では、前節で述べたように、1号円形周溝状遺構を血縁集団単位の共同の祭場跡と考えた。また、第2節で述べたようにSB12、1号・2号杭列は、本遺跡の終末期の遺構と想定した。これらのことから、1号円形周溝状遺構を廃棄した後、SB12を祭殿とし1・2号杭列を含む祭祀施設として、A群（2節）の構成員が利用した可能性が考えられる〔宮本2001〕。この場合1号杭列は、金子拓夫氏の指摘のように集落内外の境界に位置し、結界のような役割を帯びていたのでは、あるまいか？だが、そうすると舌状の張り出し先端部の河川の西岸縁辺を囲う2号杭列に、どのような役割をあたえればよいのか？1号杭列を含み、2号杭列も土木的な機能として土止めの可能性もあるが、地盤を弱くするため土止めには適さない布堀りの掘り方構造と断ち割り断面に杭を打ち込んだ形跡がみられないことから、ここでは、別の可能性を探ってみたい。つまり、これらは祭祀施設と考えるべきで、張り出し部を意識し、その場所を圍繞するごとく杭列による結界を張ったと考えてみたいのである。ここで本遺跡のSB12を祭殿とした1・2号杭列を含む祭祀施設を神社の祖形として考え